

### 第3回松阪市環境基本条例策定委員会



【開催日時】 平成 15 年 9 月 26 日（金） 午後 2 時から

【開催場所】 市役所 5 階 特別会議室

【出席者】

寺本博美、高橋保幸、富田靖男、大西憲一、筒井弘佳、鈴木重身、西川博明、橋本英一、米田としゑ、佐藤智基、今井久晴

【事務局】

吉川環境課長補佐、村田環境保全係長、環境推進係若山、小山

【協議内容】

#### (1) 環境基本条例について

前回の佐伯顧問の「冒険しなさい」という指摘の中身について具体的に示した。次の 4 項目について委員会で考えていただきたい。

##### 1. 「環境権」の規定に関する問題

前回の委員会の中で、「環境権」については、前文で示すべきであるということで合意を得たが、これは顧問もご了解を得たと思う。

##### 2. 環境 NGO（Non Governmental Organization 非政府組織）の役割を条例全体から見て積極的に取り上げること

### 【環境 NGO】

NGO は、非政府機関の略称で、国際援助協力に従事する民間の国内団体、国際団体などを指す。この中で環境保護活動を行っている世界自然保護基金（WWF）、国際自然保護連合（IUCN）、グリーンピース、または個人の労力や知識などを環境保護のために自主的に提供し合い、地域で活動する集まりなどを含めて、環境 NGO と呼ぶ。（環境 goo より抜粋）

3. 事業者について、拡大生産者責任の原則を条例中に入れるべきである。

### 【拡大生産者責任の原則】

自ら生産する製品等について、生産者が、生産・使用段階だけでなく、使用后廃棄物となった後まで一定の責任を果たすという考え方。

循環型社会形成推進基本法では、拡大生産者責任の考え方を次のとおり明確に位置付けている。

(1) 製品等の耐久性の向上や循環的な利用の容易化等のための製品等の設計・材質の工夫（第 11 条第 2 項、第 20 条第 1 項）

#### 《具体化した現行法》

- 資源有効利用促進法の「指定再利用促進製品」
- 資源有効利用促進法の「指定省資源化製品」

(2) 使用済み製品等の回収ルートを整備及び循環的な利用の実施（第 11 条第 3 項、第 18 条第 3 項）

#### 《具体化した現行法》

- 容器包装リサイクル法（ガラス製容器、ペットボトル、紙製・プラスチック製容器包装）
- 家電リサイクル法（エアコン、テレビ、電気冷蔵庫、電気洗濯機）
- 資源有効利用促進法「指定再資源化製品」

(3) 製品等に関する情報提供（第 11 条第 2 項、第 20 条第 2 項）

#### 《具体化した現行法》

- 資源有効利用促進法の「指定表示製品」

(循環型社会形成推進基本法の解説より一部抜粋)

#### 4. 地球環境問題に積極的に取り組むということを明示したらどうか。

さらに付け加えると「条例の全体量は、コンパクトにする必要はない。少し量が増えてもいいので、わかりやすい条文にした方が条例自体が生き生きしたものになると思う。」というのが佐伯顧問のご意見である。

前回の委員会で、【前文】と【目的】の条文について検討し、いただいた指摘事項について事務局より修正案を提示した。これについて以下の意見があった。

##### ○ 前文について

- 「これらの豊かな自然と、人たち…」の「人たち」を「先人」に変えるべきではないか。
- 「…その影響は生物の生存の基盤である地球環境を脅かす…」の「地球環境を脅かす」の表現をもう少し具体的にすべきではないか。もう一步踏み込んだ表現にすべきでは。
- 「私たちは、大量生産、大量消費及び大量廃棄を繰り返す…」とあるが、松阪市民自身はそれだけの意識があるのだろうか。「私たち」は「現代社会」と置き換えるべきではないだろうか。
- 「環境への負荷を増大させており…」と「その影響は…」という一文で二つの内容が含まれており、これを二つに切って表現すべきではないか。
- 合併を予定している町で、嬉野町、三雲町には「環境基本条例」が制定されているが、合併後には前文の前半部分は換える必要があるだろうが、トータルで松阪市の現況をすべて前文に明記するのは不可能である。対等合併ではあるが、今の松阪市が中心として動いていくとは思いますが、重要なのは今の市域の問題について考えることが重要である。
- 現実を直視することと、権利と義務についての表現を一つの文としているが、この2つの内容を一文にするのは内容としておかしいのでは。
- 市、市民、市民団体及び事業者の並び順はどうか。
- この条例は、市民に対するものでもあるが、行政内部に対しての啓蒙の意味もある。

- 「…協力協働して環境の保全…」とあるのが、「環境の保全」だけでよいのか。「再生」や「創造」なども加えるべきである。
- 協力協働の部分それぞれ役割を果たして協働していく意味を付け加えればよいのではないか。
- 「観音岳」、「堀坂山」に「白猪山」を加えるべきである。
- 「支流」という表現は、「水」にかえてはどうか。
- 「緑の帯」の使い方に関しては、もう少し使い方を考えるべきだ。
- 「本市」という部分は、「松阪市」と固有名詞を入れたほうがよい。

#### ○目的について

- NGO を市民、市民団体と並列して表記することができるか。
- 文章表現がくどく、表現をもう少しシンプルにするべきである。
- 「うるおいある豊かな環境」の説明は、前文で行うほうがよい。
- 文章の再構成をする必要がある。趣旨としては、問題ないと思う。
- 目的の最後の2行はどこの条例も同じである。
- 最後の「もって…」以降の部分を少しずつ工夫している。

上記の意見を取り入れて、条文を作り直す作業を行うことになった。

#### (2) 城陽市（京都府）の視察（意見交換会）について

事務局より、視察についての概要を事務局より説明し委員の参加状況を確認した。城陽市でも意見交換は1時間30分程度。

次回は、10月24日（金）に開催予定。